

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300285号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300023号

第1 結論

平成14年10月から平成18年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年10月から平成18年12月まで

私は、これまで19回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、過去に19回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、請求期間を含め20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を、送られてきた納付書を使って毎月納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで請求期間を含む平成14年10月から平成20年6月までは、国民年金の未加入とされ、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできないことなどから、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定(関東信越(東京)(国)第2300007号の請求期間③)を不服として、20回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300283 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300115 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

請求期間においてA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録がない。当時配達に使用していた車種も明確に記憶している。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務していた旨主張しているものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間にA社の厚生年金保険被保険者となっている者のうち、連絡先の判明した全7人に照会したところ、全ての者から回答があったが、請求者を知っていると回答した者はいない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年7月9日から請求期間の終期である昭和38年5月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者の整理番号に欠番はなく、被保険者氏名を確認したものの、請求者の氏名もない。

加えて、請求者が請求期間当時に配達で使用していたと主張する車種を販売していたメーカーのお客さま相談センターの担当者は、当該車種の発表日は昭和38年5月24日であり、販売開始日は不明であるが、発表日前の車種が販売されることは考え難い旨回答している。

また、請求者が請求期間後に厚生年金保険被保険者となっている事業所のうち、現在も厚生年金保険の適用事業所である3つの事業所に照会したものの、いずれの事業所も、請求者の職歴が確認できる履歴書等の資料はない旨を回答している。

このほか、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、請求者の当該期間におけ

る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。